

# 国立教育政策研究所基本方針

平成30年4月策定

平成30年6月改定

## I 国立教育政策研究所の使命

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、学術的な研究活動から得た成果を、教育政策の企画・立案にとって有意義な知見として集約・提示する役割を担っている。また、国際社会において我が国を代表する研究機関であるとともに、国内の教育に関係する機関や団体に対して、情報を提供したり必要な助言・支援を行ったりする立場にある。

国立教育政策研究所は、このような認識の下に、様々な先行的な研究や既存施策の効果に関する調査活動を展開し、その成果を通じて国の教育政策の形成に寄与していく。

このため、国立教育政策研究所の果たすべき使命として、次の5項目を掲げる。この使命を果たすに当たっては、第3期教育振興基本計画を踏まえるとともに、同計画に掲げられている国におけるEBPM（Evidence Based Policy Making：客観的な根拠に基づく政策立案）の推進を支援するという観点及び外部の研究者や研究機関との連携やネットワークの構築についても留意するものとする。

- (1) 中長期的な視点に立ち、戦略的な教育政策の企画・立案に資するため、教育をめぐる国内外の状況等について科学的に調査・分析・将来予測を行い、我が国における教育上の政策の在り方に関する知見を提示すること。
- (2) 社会の要請に機動的に対応した教育政策の企画・立案に資するため、教育をめぐる国民の関心等を踏まえ、緊急に解決が求められる政策課題の社会的背景や現状等について科学的に調査・分析を行うこと。
- (3) 教育の各分野において、必要に応じて、個々の活動内容等について調査研究、助言や支援を行うこと。
- (4) 教育に関する情報やデータ、文献を収集・整理・保存し、国内外の関係者に提供すること。
- (5) 共同研究調査の実施や会議の開催又は国際教育協力活動の実施等を通じて、国内外の関係する諸機関と教育研究に関する情報交流を推進し、その知見を集約すること。

## II 研究所の調査研究等の質の向上に関する方針

### 1 教育政策研究の方針

以下の分野について、先行的な調査研究の実施及び既存の施策の検証を通じて教育政策の形成に寄与する。

- (1) 教育行財政
- (2) 初等中等教育
- (3) 教職員
- (4) 高等教育
- (5) 生涯学習

## 2 調査研究体制等に関する方針

- (1) 「1」に掲げる方針を達成するため、広く研究所内外の研究者が参画するプロジェクトチームを組織して実施するプロジェクト研究を実施する。
- (2) プロジェクト研究の課題設定は、教育政策の動向を勘案しつつ戦略的に行う。
- (3) プロジェクト研究については、適切な進行管理及び予算・人員の管理を行い、研究成果の質の向上に向けたマネジメントの充実を図る。
- (4) プロジェクト研究について、当該研究の一定部分において中心的な役割を果たすことができる別に定める研究者を所外から招へいするなど、外部の研究者の知見の活用を一層推進する。
- (5) 研究官及び調査官による個々の研究の実施に当たっては、「I」に掲げる国立教育政策研究所の使命を十分に踏まえるとともに、研究の範囲を広げ内容を深めるなどの観点から、必要に応じ、科学研究費補助金等の競争的研究資金などの活用を図る。

## 3 国際共同研究等に関する方針

- (1) 文部科学省と連携しつつ、国際機関・団体が実施する調査・事業に参加し、関係機関・部局との連携協力の下で実施・検討し、調査結果を分析・公表する。
- (2) 東アジアをはじめ諸外国の教育政策研究機関等との間で研究面での交流を推進する。

## 4 研究センターの実施する専門的調査研究等に関する方針

研究センターにおいては、「2」のプロジェクト研究等や「3」の国際共同研究等のほか、以下の専門的調査研究等を実施する。

- (1) 全国学力・学習状況調査について、文部科学省と連携しつつ、教科に関する調査の問題及びその解説資料を作成するとともに、調査結果の分析及び報告書の作成等を行い、学校における児童生徒への教育指導等の充実や学習状況の改善を支援する。
- (2) 小学校、中学校及び高等学校等の学習指導要領の実施状況に関する調査等を実施するほか、特に重要な課題について、学校や地域を指定して、各教科や個別の課題における学習・指導方法及び評価方法等に関する実践的な研究

(研究指定校事業)を推進し、教育課程編成や指導方法等の改善充実を支援するとともに、学習指導要領等の改訂に必要な資料を得る。

- (3) 生徒指導・進路指導行政の企画立案に資する調査研究を行い、それらの成果を踏まえた各種資料の作成・配布や各地方公共団体等の関係者を交えた研究・協議の実施その他の普及・支援を行う。
- (4) 幼児教育に関する効果的な調査研究の推進を図るとともに、国内外の研究機関や地方公共団体、幼稚園等との研究ネットワークの構築を推進する。
- (5) 地域における今後の社会教育事業の在り方等について調査研究を行うとともに、社会教育指導者の資質向上のための研修や研修用資料の作成等を実施する。
- (6) 文教施設における環境対策、防災対策、多様な学習活動への対応等に関する調査研究など、文教施設が直面する課題に対応する施策の企画・立案に関する基礎的・専門的調査研究を行う。

## 5 教育委員会及び学校への援助助言等に関する方針

- (1) 教育委員会及び学校に対して、研究所の所掌に属する事項に関する専門的な援助及び助言を行う。
- (2) 学習指導要領等に基づく教育課程編成、指導方法及び評価、生徒指導及び進路指導並びに学校施設整備に関し、指導資料や事例集等の作成・配布を行う。

## 6 研究成果の普及及び教育情報の提供に関する方針

- (1) 教育政策研究、国際共同研究、児童生徒の学力等の実態把握及び研究指定校事業などを通じて得られた知見及び情報を整理・提供し、国の教育政策や審議会等における審議に寄与する。あわせて、分かりやすい情報提供に努め、地方教育行政及び学校教育の向上にも貢献する。
- (2) 全国教育研究所連盟の活動を通じ、教育研究所との連携協力を推進する。
- (3) 教育委員会、大学及び教育関係団体との連携協力を推進する。

## Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する方針

- (1) 所長のリーダーシップの下、各部・センターにおける調査研究等の諸活動の活性化に資するための適正な体制を整備する。
- (2) 研究や事務に携わる職員の専門能力の向上を図るため、各種研修への積極的な参加を促すとともに、超過勤務の縮減や休暇の取得促進等を行うなど、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進し、職員の力が最大限発揮される環境を整備する。
- (3) 既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化を進める。

(4) ソフト面, ハード面を含めた情報セキュリティを確保するための対策を推進する。

#### IV その他

本基本方針は, おおむね5年を目途に見直しを行うものとする。